

甲斐市議会 厚生環境常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年3月4日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

出席委員（5名）

委員長	金丸幸司君	副委員長	秋山照雄君
	若尾彰子君		保坂康君
	谷口和男君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議長 赤澤厚君

---

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	中込広人君	生活環境部長	相川泰史君
福祉部長	飯沼秀司君	子育て健康部長	戸澤文香君
保険課長	堤貞治君	環境課長	望月新路君
脱炭素社会推進室長	伊藤敦君	敷島支所長兼市民地域課長	森川嘉亮君
福祉課長	羽中田和幸君	障がい者支援課長	輿石文明君
長寿推進課長	保坂義実君	子育て支援課長	中島茂樹君
健康増進課長	瀧波秀彰君	国民健康保険税係長	名取綾子君
国民健康保険給付係長	村越恵君	高齢者医療・年金係長	鷹野美穂君
環境保全係長	根津秀樹君	生活環境係長	樋口一君
エネルギー政策係長	樋渡瑞幹君	敷島支所福祉健康係長	高橋努君
福祉総務係長	藤田陽子君	自立支援係長	島田さおり君
生活支援係長	志田さか江君	長寿あんしん係長	中込浩司君

介護保険係長	川上恵美君	介護予防係長	八巻千寿子君
介護認定 審査会係長	伊藤潤君	児童係長	柴崎智之君
保育係長	櫻田良文君	子育て支援 係長	樋川浩一君
健康企画係長	赤松圭君	成人保健係	大森恵美子君

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山岡広司	書記	池上恵
書記	深澤隼人		

### 審査内容

#### 1 条例等審査

- 議案第43号 甲斐市愛犬とのふれあい散歩道条例の廃止の件
- 議案第2号 甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正の件
- 議案第29号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件
- 議案第25号 甲斐市保健福祉センター条例の一部改正の件
- 議案第26号 甲斐市子ども・子育て会議条例の一部改正の件
- 議案第27号 甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件
- 議案第28号 甲斐市立竜王東児童センターの使用に関する条例の一部改正の件

#### 2 補正予算審査

- 議案第3号 令和5年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第58号 令和5年度甲斐市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第4号 令和5年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第5号 令和5年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第6号 令和5年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第10号 令和5年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

#### 3 その他

開会 午前 9時29分

○書記（深澤隼人君） ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから厚生環境常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただき、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、金丸委員長、挨拶をお願いします。

○委員長（金丸幸司君） 改めて、おはようございます。

ご参集大変お疲れさまです。

本定例会に付託されました案件、非常にたくさん、多岐にわたっておりますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

なお、若尾委員は遅刻の連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに、条例等審査を行います。

議案第43号 甲斐市愛犬とのふれあい散歩道条例の廃止の件を議題といたします。

それでは、当局より説明をお願いいたします。

望月環境課長。

○環境課長（望月新路君） 改めましておはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、甲斐市愛犬とのふれあい散歩道条例の廃止につきましてご説明させていただきます。

議案書の131ページをお願いします。

議案第43号 甲斐市愛犬とのふれあい散歩道条例の廃止の件でございます。

提案理由につきましては、甲斐市愛犬とのふれあい散歩道（愛称、わんちゃんふれあいロード）の廃止に伴い、甲斐市愛犬とのふれあい散歩道条例を廃止する必要があります。これ

がこの条例案を廃止する理由であります。

愛犬とのふれあい散歩道につきましては、愛犬と飼育者が自然に親しみながらふれあうことができる場所を提供するとともに、愛犬の適正飼育の意識啓発を図るため、平成24年に釜無川の河川敷を占用し設置されました。しかし、最近、利用者が少ないことと、令和5年1月に釜無川スポーツ公園内にドッグラン施設が整備され、愛犬と飼育者がリードを外してふれあうことができるようになったことから、愛犬とのふれあい散歩道を廃止することといたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほうよろしく申し上げます。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願いいたします。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） この散歩道、現実今まで使っている人がいないから、また新しくこっちへ散歩道ができたからということで廃止するけれども、今までここを使っていた人いたんですか。

○委員長（金丸幸司君） 樋口生活環境係長。

○生活環境係長（樋口 一君） 設営されて、確かに利用者はいまして、ただ、やはりイメージが違ふとかという苦情もあったんですけども、コースをリードをつないで散歩させるということで苦情等ある中で、毎年、草刈り等の対応をして、ある程度の利用者はあったと認識してございます。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） 私も、最近ずっとここを見ているけれども、自分もあそこで犬を散歩するかと思って連れていくんだけど、とても散歩できるような状態じゃないし、今さら廃止するなんて、こんなものどっくに廃止してなきゃならんもんだと思う。草刈っていたと言うけれども、実際草刈っていたのか。草なんか刈っている様子もなかったけれども、今ま

で平成24年から令和5年までの間に何回くらい草刈った。

○委員長（金丸幸司君） 樋口係長。

○生活環境係長（樋口 一君） 過去の担当等に聞きましたところ、春に草を刈って対応していたということでございます。ただ、その後、3年から使用を停止している中で、その際にはもうかなり草ぼうぼうになって、ここ2年ほどは完全に草ぼうぼうのままだったということをご認識してございます。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第43号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時37分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第2号 甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

それでは、当局に説明をお願いいたします。

輿石障がい者支援課長。

○障がい者支援課長（輿石文明君） お疲れさまです。障がい者支援課より条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第2号 甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

初めに、提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の独自利用事務に甲斐市重度心身障がい者医療費助成事業に係る事務を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

これによりまして、重度心身障がい者医療費助成事務の所得判定における申請者からの所得課税証明書の提出を省略し、市民の負担軽減、行政サービスの向上などを図るためのものでございます。

議会資料の2ページをお願いいたします。

続きまして、新旧対照表により改正内容のご説明をいたします。

右側の新の欄をご覧ください。

初めに、別表第1に3市長、甲斐市重度心身障害者医療費助成条例（平成16年甲斐市条例第112号）に基づく重度心身障がい者医療費助成事務であって、規則に定めるものを追加いたします。

次に、別表第2の5市長の項中4ページをお願いいたします。

中ほどの助成に関する情報の次に以下「子ども医療費助成関係情報」という、を加えます。

次に、その下の8市長の項中、5ページをお願いいたします。

上のほうになりますが、助成に関する情報の次に以下「ひとり家庭医療費助成関係情報」という、を加えます。

次に、その下の11市長を追加いたします。事務と特定個人情報の欄は5ページ、6ページの記載のとおりでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

条例の一部改正に伴い、条例施行規則の一部改正がありますので、ご説明いたします。

甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則、改正の内容は、左側の新の欄をご覧ください。

第2条に(3)の3号を加えます。また、第3条に(11)の11号を7ページ、8ページに記載内容を追加いたします。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(金丸幸司君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員(谷口和男君) マイナンバーカードを持っていると所得証明書とかそういうものの提出が一部なくなるという意味なんでしょうか。

○委員長(金丸幸司君) 志田生活支援係長。

○生活支援係長(志田さか江君) そのとおりでございます。

○委員長(金丸幸司君) 谷口委員。

○委員(谷口和男君) 持っている場合はそういうことで、例えば持っていても金融機関とひもづけしていないとか、そういうような方は、そういうのは使えないということなんですね。

○委員長(金丸幸司君) 志田係長。

○生活支援係長(志田さか江君) 口座番号のひもづけとは関係なく、所得情報の取得とかの関係になります。

以上です。

○委員長(金丸幸司君) そのほか質疑ございますか。

保坂委員。

○委員(保坂 康君) 今回手続が簡単になるということなんですけれども、このナンバーとかを使って今後いろいろな形で手続が簡素化されるようなことになっていくんでしょうか。その辺をお聞きします。

○委員長(金丸幸司君) 志田係長。

○生活支援係長(志田さか江君) 今のところ、現状出ていない感じです。

○委員長(金丸幸司君) 興石課長。

○障がい者支援課長(興石文明君) ただいま係長が説明したとおりでございますが、障がい

者支援課においては、これ以外はございません。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第2号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時45分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第29号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件を議題といたします。

それでは、当局より説明をお願いいたします。

保坂長寿推進課長。

○長寿推進課長（保坂義実君） 大変お疲れさまです。

福祉部長寿推進課から議案第29号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、甲斐市定例市議会資料の104ページをお願いいたします。

104ページの初めに提案理由であります、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布によりまして、介護保険法施行令の一部が改正をされ、令和6年4月1日からの施行に伴い、保険料率等の規定について所要の改正を行う必要があるためのものであります。

続きまして、改正の概要につきましての内容であります、介護保険法につきましては3年ごとに改定することとされておりますが、今回の改定につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険料の改定を行うものであります。

また、施行令の施行に伴い、介護保険法の所得段階を現行の第11段階から第14段階へ増設をし、区分の第9段階以降の対象者の合計所得金額の一部を改正するものであります。

それでは、条例の改正につきまして、甲斐市定例市議会資料の新旧対照表でご説明させていただきますので、定例市議会資料76ページをお願いいたします。

介護保険料の改正を説明させていただきます前に、介護保険料算定の基本的な仕組みにつきましてご説明をさせていただきます。

まず、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料率は、保険者である市町村が政令に定める基準に沿って3年に一度条例で定めることとされております。保険料を決める場合、まず、介護サービス等の利用に伴う保険給付費をはじめ、その他の事業の3年間の支出の見込みの総額をまず試算をいたします。この試算の金額を100%といたしますと、これに対する歳入といたしまして、公費負担の割合は、国が25%、県と市がそれぞれ12.5%、合わせて50%となります。

また、残りの50%のうち27%が40歳から64歳までの第2号被保険者が納める保険料となり、残りの23%が65歳以上の第1号被保険者から納めていただく保険料の総額となります。ただし、国の25%のうち5%は、その自治体の後期高齢者の比率や所得水準等で決められる調整交付金に当たり、甲斐市の場合につきましては2%程度となっております。

このほかに、保険者機能強化推進交付金などの交付金も歳入の財源となります。3年間の歳出総額から国、県、市町村の公費と第2号被保険者保険料を差し引いた額が第1号被保険者の3年間の保険料の必要総額となり、この金額を基に保険料を算定しております。

それでは、今回改正をいたします保険料についてご説明をさせていただきます。

改めて76ページの新旧対照表の、まず左側の新の欄をご覧ください。

第2条第1項下線の引いてある部分であります、今回の保険料は令和6年度から令和8年度までの3年間の保険料を規定するものであります。

次に、第2条第1項第1号から79ページの第14号（1）から（14）までにつきましては、14段階ある所得階層区分の段階ごとの年間保険料を定める規定となっております。

76ページの中段にある（5）につきましては、記載のほうは省略をされておりますが、第5段階の保険料額、年額6万円で、この第5段階が基準額になり、この基準額に各段階の基準額に対する割合を乗じた額が、（1）の第1段階から（14）の第14段階までの各階層ごとの年間保険料額となります。

第5段階の基準額につきましては、前期の計画令和3年度から令和5年度までの現行の保険料と同額の年間6万円、月額にいたしますと5,000円の保険料となり、前期から比較をいたしまして保険料は据置きという形になります。

なお、今回の保険料の算定につきましては、先ほども説明をさせていただきましたが、保険料必要総額に対しまして支払準備基金を3年間で4億9,500万円取崩しをいたしまして、歳入へ繰り入れて計算をいたしまして算定したものとなります。

本市をはじめ、各自治体において令和6年度以降の介護保険料の改定が行われますが、一般的に新聞などで報道される際の月額保険料につきましては、この第5段階の基準額であり、この金額により各自治体ごとの介護保険料の比較が行われているところであります。

続きまして、所得段階の区分において介護保険法施行令、施行規則の改正に伴い、合計所得区分の変更を行います。具体的には77ページをご覧ください。

77ページの（9）のAにつきましては、ここが第9段階という形になりますが、これまでは前年度所得が320万円以上430万円未満となっておりますが、これを320万円以上410万円未満に改正をしまして、以降、（14）までの第14段階までの前年度所得区分の変更を細分化して行うものであります。

次に、79ページの第2条第2項、第3項、第4項の各項は、所得段階の第1段階から第3段階のいわゆる低所得保険料の区分について改正をするものであります。

76ページの第2条第1項にある（1）の2万7,300円を1万7,100円に、（2）の4万1,100円を2万9,100円に、それから（3）の4万1,400円を4万1,100円に、それぞれの保険料の額からさらなる軽減を図るために規定をするものであります。

以上、議案第29号 甲斐市介護保険条例の一部改正につきまして説明をさせていただきました。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 第5段階が据置きということで伺ったんですけれども、今、1人だったら270万所得でしたかね、介護利用料が2割負担になるところがありますよね。その段階の方の保険料は据置きなんですか、それとも上がっちゃうんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 保坂課長。

○長寿推進課長（保坂義実君） お答えをさせていただきます。

今回、第11段階から第14段階までの階層部分に変更させていただきましたが、先ほども説明の中で第9段階までの階層区分につきましては保険料のほうは変わらないということで試算をさせていただいております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 幾つかお願いいたします。

3年間の支出総額から保険料を算出することなんですけれども、令和6年度から8年度、今回の改正の3年間の支出総額と、その前の期間の支出総額はどれくらい総額変わってきているのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時57分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

保坂課長。

○長寿推進課長（保坂義実君） 大変遅くなって申し訳ございません。お答えをさせていただきます。

令和3年度から令和5年度までのそれぞれの歳出の保険給付費と地域支援事業につきましの歳出総額であります、決算額で14億3,837万9,000円という形になります。それから、

令和6年度から令和8年度までの3か年の歳出の見込額であります。16億3,811万8,500円ということで、1億4,027万6,000円の増額ということで試算をさせていただいております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） ありがとうございます。

保険料についてなんですけれども、所得の多い方の保険料を今回新しく、さらに細かく分類して徴収するという事なんです。保険料の総額としてはどれくらいこの3年間で増える見込みでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時00分

○委員長（金丸幸司君） それでは会議を再開いたします。

保坂課長。

○長寿推進課長（保坂義実君） 大変申し訳ございません。ただいま手持ちの資料がございますので、後ほどお調べをさせていただきます。ご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） すみません、もう一つお願いします。

支払準備基金を取り崩してということなんですけれども、大体この基金というのはどれくらいプールしておくのが妥当というふうには考えているのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 保坂課長。

○長寿推進課長（保坂義実君） 令和5年度末の決算で基金の保有状況が8億強というような金額で積立てをさせていただいております。こちらのほうの金額につきましては、前期の計画、それから前々期の計画でそれぞれ3億円ずつ取崩しをさせていただく中で介護保険の事業を運営させていただく予定になっておりましたが、基金のほうの取崩しを行わなくても運

営ができたという形で、今回の3年間につきましては、今後、介護報酬等の改定等も見込まれているというような状況もあって、4億、5億弱の基金のほうを取崩しさせていただいております。

基本的には、あくまでもこれは準備基金という形になっておりますので、全くゼロという形にするわけにはいかないところでありますが、それぞれ歳入から歳出を差引きさせていただいた中の決算の中で、毎年積み上げをさせていただいて、令和5年度末で8億強の基金という形になっているところであります。こちらのほうにつきましては、あくまでも保険料の今回の基金の取崩しを行うというような形を取らせていただきまして、なるべく保険料のほうに急激に増額にならないような形で試算をさせていただいております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 先ほどの取崩しなんですけれども、基本的には、介護保険料って、その期のうちに使って、その期のうちに増減ゼロでやるべきだと思うんですよね。第8期で積立てられた金額を、次の第9期で取り崩すというような考えでよろしいんですか。

○委員長（金丸幸司君） 保坂課長。

○長寿推進課長（保坂義実君） お答えさせていただきます。

当然、第8期、それから第7期の分もそれぞれ基金のほうに積み上げはさせていただいております。そういったものを今回取崩しさせていただいて、保険料のほうの額が急激に上がらないということを第一に考慮させていただいて試算をさせていただいております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時06分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

先ほど若尾議員からあった質問、今ちょっと当局のほうで調べていますので、今答弁でき

ないので、その案件につきましては答弁ができた後に採決を諮りますので、次の案件に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） では、そのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時08分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第25号 甲斐市保健福祉センター条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

瀧波健康増進課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） よろしく申し上げます。

健康増進課から議案第25号 甲斐市保健福祉センター条例の一部改正について説明をさせていただきます。

資料ですが、議案書は95、96ページ、議会資料につきましては34ページ、飛びまして55ページから新旧対照表になっております。

それでは、お願いします。

まず、議案書の96ページにございます提案理由及び議会資料の34ページの公の施設使用料見直しによる各条例の一部改正の概要につきましては、去年の1月の常任委員会につきまして経緯をご説明させていただいておりますので、それと同じ内容となりますので、ここでは省略をさせていただきます。個別の条例の改正について説明をさせていただきます。

では、議会資料の55ページをお願いいたします。

甲斐市保健福祉センター条例の新旧対照表でございます。

こちら、本条例の一部改正の内容としましては、まず、現在行っていない事業につきまして第3条第2項に記載がございますので、こちらを削って削除するものです。

続きまして、使用料の関係ですが、第11条関係別表の1としまして、甲斐市竜王保健福祉センター使用料、56ページに移りまして2番目の甲斐市敷島保健福祉センター使用料、

3としまして甲斐市双葉保健福祉センター使用料、それぞれの表がございますが、現行の使用料に実際には1.5倍を乗じた額に改定することといたしております。ただし、56ページの3、甲斐市双葉保健福祉センター使用料の栄養指導室につきましては、現行使用料に1.5倍を乗じた額がコスト方式で算出した額を上回ることとなりますので、コストと同額に改定をすることといたしております。

また、備考欄につきましては、全て削除となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） すみません、コスト転嫁方式で市と使用者が半々持つということだと思うんですけども、コストに含まれるのは人件費とか水光熱費ですね、あと修繕費とかそういうのもコストに含まれるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 赤松健康企画係長。

○健康企画係長（赤松 圭君） お答えいたします。

コストに含まれますのは、光熱費及び人件費、あと減価償却費、固定資産の関係であります。この3点がコストに加味されております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 減価償却費というのは、建設したコストを毎年落としていくわけですよ。公共施設を建設したコストというのは、造った時点で維持費に含まないほうがいいんじゃないかと思うんですけども。

○委員長（金丸幸司君） 赤松係長。

○健康企画係長（赤松 圭君） 減価償却費につきましては、建築費用を基に計算しております。施設の維持管理に係る経費には含まれておりませんので、建設当時の金額を基に減価償却した金額で計算しております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほかに質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） その辺はちょっと考え方の違いなんで、あれなんですけれども、施設を造ったのは公のお金で造っているんだから、減価償却まで入れるのはどうかということは思っています。

次の質問にいかせてもらいますけれども、例えば竜王福祉センターとかはできたときから大分使用目的が変わっていますよね。社協に貸してデイサービスをやっていたりとか、いろいろあったと思うんですけれども、そのときの使用料金がこういう形になっている、いつ決めた使用料金なんですか、旧のほうは。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） こちらの使用料の基になっているのは、やはり3町合併の折に協議をしております、そのときに決めたものがベースとなっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） この施設の使用料、それぞれの施設によってみんな使用料が違うけれども、どうしてこれ違うんですか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 使用目的と使用団体さん等も違いまして、また部屋の広さとか用途等が違っておりますので、それぞれの金額が設定されているような形になっております。

○委員長（金丸幸司君） 秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） この栄養室についても、1,200円、1,500円、1,500円で、その施設自体は使うものは同じだと思うから、広くても狭くても、そういう料金は1人が払う料金で同じでないと本当にまずいんじゃないの。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） ベースになる金額等々も、今申し上げたとおり若干違ったりはするんですが、ここの表にありますとおり、ちょっと時間で調整がかかったり、また栄養指導室につきましては、光熱水費とか、料理をしたりする形で、水を使ったりだとか、ガスを使ったりだとか、あとはエアコンを使ったりだとかという、そういうようなものももともとこの部屋をお使いになるときに使用料として含まれていますので、もともとがコスト方式みたいな形で、別途にちょっと設定されていたところの違いがございますので、若干高くなっているんですが、そういった理由で違いがございます。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

谷口議員。

○委員（谷口和男君） この施設の利用状態というんですか、大体何%ぐらいやっているかというのと、利用している団体なんですけれども、どういう団体が利用されているのかちょっと伺いたいんですが。

○委員長（金丸幸司君） 赤松係長。

○健康企画係長（赤松 圭君） 3センターございますので、それぞれの施設ごとに申し上げます。

龍王保健福祉センターにつきましては、ここ数年、一般の利用実績はございません、1件もございません。

敷島保健福祉センターにつきましては、温水浴のプールであったりとか、軽運動室になっております。こちらは大体固定で使われている方が多いというふう聞いておりますけれども、50名前後の方が使われているという状況です。複数回使われている状況です。

双葉の保健福祉センターにつきましては、10の団体が登録しております、そのほかには減免の団体も含まれておりますけれども、令和4年度の頻度でありますけれども、合計で38件、令和5年度が42件、こちらも集計が12月現在で、ちょっと古くて申し訳ありませんが、利用実績がございます。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 登録団体なんですけれども、その減免される団体は維持されているんでしょうか。減免されている団体の利用料も上がっちゃうんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 赤松係長。

○健康企画係長（赤松 圭君） 基本的にこちらは、ほかの公共施設と一律、同じような形にさせていただいているんですけれども、全額の免除団体と半額の免除団体を明確に、減免基準に関する考え方ということで統一しております、基本的には、市であったりとか公共性の極めて高い団体が使用する場合には全額免除でありますけれども、通常と申しますか、公共性の少し低い団体につきましては半額免除、それ以外の一般利用については通常料金を払っていただくような格好で統一しております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 双葉保健福祉センターですと双葉東小学校の放課後児童クラブで利用している部分も……、こっちは子育てですね。すみません、失礼しました。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。  
暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。  
そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。  
これより討論、採決を行います。  
まず、本案に対する討論ありませんか。  
谷口委員。

○委員（谷口和男君） 本案に対して反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。  
例えば今回、コスト転嫁ということで受益者負担ということにはなっているんですけども、やはりこの施設、公共性が非常に高いと思うんですよね。料理にしたって、ある面で栄養がよくなって健康維持ができるとか、そういうものがあるかと思しますので、やはりコスト転嫁を最前面に出すのは余りよくないと考えたことと、それと公平性の確保なんですけれども、やはり公共施設というのはどんな施設にしてもターゲットというのは決まっているんですよね、どの年齢層とか。これの使用を拡充することによって公平性は確保すべきで、使用している人たちにその負担を増やしていくというのはどういうものかということですね。  
あと、費用の問題ですけども、今、消費税を値上げしてから地方交付税とか地方消費税交付金が非常に増額になっているんですよね。こちらでいけば消費税で5億円程度、地方交付税が7億5,000万増えているので、これは子育ての分野には関係ないですけども、そのぐらい増えている中で、負担を増やすような方向でやるのはどうかなということですね。  
あと、こちらのほうでいろいろとパブリックコメントを実施されていますよね。今回たく

さんのパブリックコメントが寄せられているんですけれども、見させてもらった9割方が反対しているというような形ですので、今、民意を尊重するというのであれば、今回は据置きが妥当ではないかということで、反対討論とさせていただきます。

○委員長（金丸幸司君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） 今、反対の話がありましたけれども、これはいろんな面を見て、いろんな施設を使っている。これは使用料を出すのは当然であるし、なおかつ、今のこの中で若干の値上げ等も当然ではないかと私は思いますので、私は賛成でいいと思います。

○委員長（金丸幸司君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、これで討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（金丸幸司君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第25号を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

次に、議案第26号 甲斐市子ども・子育て会議条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

中島子育て支援課長。

○子育て支援課長（中島茂樹君） お疲れさまでございます。子育て支援課より議案第26号

甲斐市子ども・子育て会議条例等の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。

議案書97ページ、議会資料の72ページから74ページになります。

まず、提案理由となります。

議会資料の72、74ページ、議案の97ページ、まず、提案理由になります。

議案書の79ページをお願いいたします。下段になります。

令和5年4月1日にこども基本法が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援事業計画の改定と併せ子ども・若者育成支援及び子供の貧困対策を一体的に盛り込んだ甲斐市こども計画の策定を進めるため、所要の改正を行う必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

附則といたしまして、令和6年4月1日から施行するものであります。

それでは、議会資料を用いまして、主立ったところを説明させていただきます。

資料72ページ、第1期甲斐市こども計画の概要をご覧ください。

1、経緯になります。

令和5年4月1日にこども政策を総合的に支援することを目的にこども基本法が施行されました。国では、こどもの施策に関する基本的な方針、重要事項についてこども大綱を定め、少子化対策、子ども・若者育成支援、子供の貧困対策を含まなければならないとしており、都道府県はこども大綱を勘案し都道府県こども計画を、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を定めるよう努めるもととしております。

これまで本市では、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の教育・保育・地域の子育ての支援を実施してきたところでありますが、今後、子ども・若者計画、こどもの貧困対策計画を新たに策定し、一体的の計画とした甲斐市こども計画を策定していくことによるものとなります。

2、甲斐市こども計画の内容は、計画期間を令和7年度から令和11年度とします。

(1) もともとあります子ども・子育て支援事業計画につきましては、子育て世帯の子育て支援事業へのニーズの確認及び支援体制の確保などの内容となります。

(2) 子ども・若者計画としての子ども・若者の意識調査やヤングケアラーの実態把握などと、(3) 子ども貧困対策推進計画として、子供の生活実態調査などを新規にこども計画に含んでいくものとなります。

3、こども計画策定に向けた事務につきましては、(1) 子ども・若者の意識調査、子供や子育て当事者からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査、(2) 子ど

も・子育て支援事業計画に関するニーズ調査、子供の貧困に関わる調査、若者の意識調査等、国のこども大綱及び山梨県こども計画を勘案した支援策の検討、（３）こども計画策定に向けた意識調査に基づき課題の整理や施策の方向性を検討するための分析を実施して、その支援策を明確にした計画を策定します。また、厚生環境常任委員会にも図ってまいります。

（４）パブリックコメントを実施し、子ども・子育て会議で協議検討を行い、市長への答申を行ってまいります。（５）令和７年３月に策定予定となります。

続いて、資料73ページ、新旧対照表をご覧ください。

甲斐市子ども・子育て会議条例新旧対照表になります。

74ページの第7項を第8条とし、73ページから74ページの第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げます。

73ページの第3条第2項第2号中、「法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援」を「こども施策」に改め、同項に次の1号を加えます。

第5号、前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者。

第3条を第4条といたします。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加えます。

第4号、甲斐市こども計画に関すること。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加えます。

（定義）

第2条、この条例における用語は、法及びこども基本法（令和４年法律第77号）において使用する用語の例によるを加えます。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議をよろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 少子化対策とか非常に重要だと思うんですけども、今、子供の虐待とか、そういうような形でいろいろあると思うんですけども、例えば虐待らしきものを周りの人が見かけたときとかにどうしたらいいとか、あるいはマニュアル的なもの、どういう事象がそういうのに当たるとか、ヤングケアラーなんかもそうだと思うんですけども、そう

いうマニュアルとかをつくって周知徹底を図るとか、そういうことはできないもんなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 中島課長。

○子育て支援課長（中島茂樹君） 貧困ですとか、そういったヤングケアラー、虐待などの確かに難しいものはあるんですけども、虐待に関しましては子育て支援課のほうに子供の支援対策ということで虐待の専門医を置きましたり、家庭相談員なども置いております。何か気になることがあれば、こちらの支援員のほうに相談をいただくですとか、ヤングケアラーにつきましては学校教育課とも連携をとりながら、学校との連携を取ってそういった把握に努めまして、順次、子供への相談窓口をうちの子育て支援課とも強化しながら対応しているところであります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） ということは、基本的には子育て支援課のほうで窓口になると考えてよろしいですか。

○委員長（金丸幸司君） 中島課長。

○子育て支援課長（中島茂樹君） そのとおりでございます。虐待やそういった子供の支援につきましましては子育て支援課が窓口として子供の支援に努めてまいります。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第26号を終わります。

次に、議案第27号 甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

中島子育て支援課長。

○子育て支援課長（中島茂樹君） 引き続き子育て支援課から、よろしくお願いいたします。

議案書99ページをお願いいたします。

議案第27号 甲斐市ひとり親家庭医療費助成支給条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書の99ページ、議案資料の75ページとなります。

議案書99ページの提案理由になりますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるものであります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

附則といたしまして、施行期日は令和6年4月1日からとなっております。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

議会資料の75ページをご覧ください。

第2条第3項第6号中「第10条第1項」の次に、「又は第10条の2」を加え、「法28条の2において」を「法第28条の2においてこれらの規定を」に改めます。

以上、説明となります。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第27号を終わります。

次に、議案第28号 甲斐市立竜王東児童センターの使用に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

中島課長。

○子育て支援課長（中島茂樹君） それでは、条例改正の説明に移らせていただきます。

議案の101ページ、議会資料の34ページと58ページをお願いいたします。

議案第28号 甲斐市立竜王東児童センターの使用に関する条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案書100ページの提案理由及び議会資料の34ページ、公の施設使用料見直しによる各条例の一部改正の概要につきましては、本年1月の常任委員会で説明させていただいた内容となりますので、省略をさせていただきます。

では、議会資料58ページ、新旧対照表をお願いいたします。

甲斐市立竜王東児童センターの使用に関する条例新旧対照表になります。

別表4条関係、5号、1時から午後5時までと午後5時から午後10時までを500円から600円に。午前9時から午後10時までを1,500円から1,800円に。遊戯室の午前9時から午後までを2,000円から1,700円に。午後1時から午後5時までを2,000円から2,200円、午後5時から午後10時までを2,000円から2,400円に。午前9時から午後10時までを6,000円から7,200円に改め、備考欄を全て削除いたします。

以上、説明させていただきます。

ご審議をよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） この竜王東児童センターなんですけれども、一般の方が利用できる施設なんですか。

○委員長（金丸幸司君） 柴崎児童係長。

○児童係長（柴崎智之君） こちら一般の方とか自治体の方も含め利用することができます。以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） この備考をなくしたというのは何か理由があるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 柴崎係長。

○児童係長（柴崎智之君） 備考の中が冷暖房を使用するときは30%加算というのをなくして、一律の料金とさせていただきます。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） この冷暖房加算をやめると、また値上げ幅は小さくなるということなんですかね。冬とか夏冷暖房を入れると30%加算されるわけですよね。夏場とかはかえって安くなるということなんですか。6,000円で30%加算すれば7,800円になって、7,200円よりは高かったのが安くなるということ。

○委員長（金丸幸司君） 答弁求めますか。

○委員（谷口和男君） では、ちょっと質問変えます。

一般の貸しているような施設というのは、施設が老朽化すると使用者が減ってくるものですから、使用料金というのは上げないんですよね。そういうような形で甲斐市も何か減価償却費等を考慮しているということなんですかけれども、そんなに上げる必要があるのかなということなんです。

○委員長（金丸幸司君） 柴崎係長。

○児童係長（柴崎智之君） 今回は一定の形でコスト方式等を採用して見直しをさせていただいておるんですが、ちょっと時間帯によっては、今までは使用時間によって金額が一定でございましたので、例えば午前9時から正午までという3時間の利用につきましては、現状に沿って金額をちょっと安くさせていただいて料金を見直しさせていただいておまして、今

の現状に基づき適正な料金を算出させていただいたという形になります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） この金額の算定というのは、今まで過去使われていたとか、そういうのをいろいろ計算されて、この時間帯に多く使われているとかという形で、午前中が今度は安くなったということなんですけれども、今まで過去にこういう形で使ってきたから下げてもいいというふうな形で考えてよろしいでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 柴崎係長。

○児童係長（柴崎智之君） そうですね、近年、コロナ等によりまして利用はない状態ではあるんですが、現状、前の減価償却とか事業費とかいろいろかかっているところで計算させていただいた中で、時間が少ないところについては適正な料金にさせていただいたという形になっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 保坂委員。

○委員（保坂 康君） 前は一律で取っていたから、今回はある程度時間帯によって、時間数によってという形で金額を変えたということによろしいですかね。

○委員長（金丸幸司君） 柴崎係長。

○児童係長（柴崎智之君） そのとおりでございます。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第28号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

先ほど議案第29号の甲斐市介護保険条例一部改正の件で若尾議員がお尋ねになった件について当局が答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

保坂課長。

○長寿推進課長（保坂義実君） 長寿推進課ですが、よろしく願いいたします。

先ほどの令和3年度から令和5年度までの保険料の総額と今後3年間の令和6年度から令和8年度までの保険料の必要総額という形でお答えをさせていただきます。

まず、現行の令和3年度から令和5年度までの保険料の必要総額となりますが、こちらのほうにつきましては35億2,241万6,000円、それから今後3年間の令和6年度から令和8年度までの必要となる保険料総額につきましては37億4,910万3,000円、2億2,668万7,000円の増という形で試算をさせていただきました。

よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第29号を終わります。

以上で、条例審査等を終了いたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時56分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、補正予算の審査を行います。

審査に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） それでは、そのようにいたします。

初めに、議案第3号 令和5年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）及び議案第58号 令和5年度甲斐市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

初めに、子育て支援課より3款民生費、2項児童福祉費について説明をお願いいたします。  
中島子育て支援課長。

○子育て支援課長（中島茂樹君） お疲れさまでございます。子育て支援課の補正予算（第8号）及び補正予算（第9号）について説明をさせていただきます。

冊子のほうが2冊になってしまって申し訳ありませんけれども、まずは、補正予算説明書第8号の20ページから23ページとなります。

初めに、20ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。

21ページの説明欄になります。

10児童福祉諸費において1,000万円の増額補正をお願いするものであります。内容といた

しまして、低所得の子育て世帯への給付金、その他世帯の国5万円、県5万円、合計10万円の生活支援金となります。現在750人分の給付予算となっておりますが、市民税均等割非課税世帯と家計急変者の増加分を見込み、今回100人分の1,000万円を増額補正するものとなります。こちらは全て国と県の給付金事業交付金となります。

次に、23ページをお願いいたします。

11こども医療費助成事業は、地域振興基金繰入金のサテライト双葉の売上げに伴う90万7,000円の財源更正となります。

次に、13こども家庭総合支援拠点事業は、今年度導入の児童相談システムの契約執行に伴う委託料と賃貸料のリース料の差額309万3,000円の減額補正となります。財源内訳は、国と県の地域子ども・子育て支援事業交付金と一般財源の減額となっております。

次に、18子育て支援総合施策事業145万2,000円の減額補正になります。内容は、子ども・子育て支援事業計画に関わる基礎調査業務委託の入札取りやめにより減額補正するものとなります。なお、こちらの子ども・子育て支援事業計画及び基礎調査は、先ほどの甲斐市子ども・子育て会議条例の一部改正で説明いたしました令和6年度に子ども・子育て支援事業計画と子ども・若者育成支援と子供の貧困対策を一体的に盛り込んだこども計画の策定として予定をしていきます。財源内訳は、一般財源の減額となります。

次に、22ページの2目児童措置費になります。23ページの説明欄をお願いいたします。

01児童手当3,568万円の減額補正となります。児童手当は実績額を基に支給見込額を算出したところ、支給対象児童数の減少に伴い、扶助費において3,568万円の不用額が見込まれるため、減額補正をお願いするものとなります。財源につきましては、国及び県それぞれの年齢区分、分別等の交付割合に基づく減額及び増額となります。

次に、22ページの3目母子福祉費になります。23ページをお願いいたします。

01ひとり親福祉事業1,000万円の増額補正になります。内容といたしまして、子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親分への給付金、国5万円、県5万円、合計10万円の生活支援金となります。現在、1,000人分の給付予算となっておりますが、ひとり親における家計急変者が増加しており、今回100人分の1,000万円を増額補正するものとなります。こちらは全て国と県の給付金事業交付金となります。

03児童扶養手当1,716万1,000円の減額補正になります。児童扶養手当は年6回、2か月ごとに支払いをしておりますが、5月期から5回、10か月分の支払いを既にしており、当初見込んでいた対象の全部支給数から一部支給の方の人数が増加したことに伴い、その実績

額を基に支給額を算出したところ、扶助費において1,716万1,000円の不用額が見込まれるため、減額補正をお願いするものとなります。財源内訳になります。国の児童扶養手当給付費負担金3分の1の減額となります。

次に、22ページ4目保育所費になります。23ページをお願いいたします。

10教育・保育給付事業費3,515万3,000円の増額補正であります。こちらは保育所の在園時に関わる委託費と給付費で毎月の園児数、各年齢、認定区分、園の規模、処遇加算項目により定められた法定価格に基づき月ごとに支払う費用で、決算見込みのように3,515万3,000円を増額するものとなります。

主な増額の要因は、令和5年4月1日に遡及して適用となる公定価格改定に伴う1人当たりの負担額の増加に伴い、私立保育園等への施設運営費負担金の増額分となります。財源内訳になりますが、教育・保育給付負担金、国費と県費は3,000万7,000円増額され、一般財源は514万6,000円となります。

25ページをお願いいたします。

21竜王西保育園費160万円の減額補正となります。こちらは光熱水費の需用費の光熱水費電気料につきまして、前年度は高騰しておりましたが、今年度は電気料が安定していることから、年度末までの決算見込額を試算し、不用見込額160万円の減額補正をするものとなります。

23竜王西保育園費255万4,000円の増額補正になります。こちらは指定管理料の公定価格改定に伴うものの増額補正となります。

24竜王中央保育園費60万円の減額補正になります。こちらは需用費の賄い材料費の決算見込みによる減額補正となります。

25双葉西保育園費100万円の減額補正になります。こちらは需用費の光熱水費50万円と需用費の賄い材料費50万円の減額の合計となります。

財源内訳になりますが、保育園費は全て一般財源となります。

続きまして、別冊の補正予算説明書第9号の8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の25低所得者子育て世帯加算給付金給付事業につきましては、この後、福祉課と一緒に再度説明をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、下段の3款民生費、2目児童福祉費、4目保育所費であります。

9ページの説明欄をご覧ください。

10教育・保育給付事業5,208万1,000円の増額補正であります。こちらは市外82保育施設の処遇改善等加算の職員人件費の処遇改善加算が適正に保育の支弁額システムの計算に反映していないことが判明したための増額補正となります。財源は国の教育・保育給付負担金2分の1と県の教育・保育給付負担金4分の1と一般財源となります。

次に、23竜王西保育園費349万4,000円の増額補正になります。こちらは竜王西保育園の指定管理料において、新たに主任保育士と専用加算の加算要件を満たしていることから、施設運営経費についての増額補正となります。財源は一般財源となります。

ここまでの9号補正につきましては、本来、8号補正時に補正すべきものでしたが、判明するのが遅かったために追加の補正となってしまいました。大変申し訳ありませんでした。

以上で説明を終わります。

ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 質疑がなければ、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時09分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費及び繰越明許費について説明をお願いいたします。

初めに、健康増進課から説明をお願いいたします。

瀧波健康増進課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） よろしくお願ひします。

健康増進課から2月補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算の説明書になります資料は、24ページから25ページをお願いいたします。

まず、24ページの4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額は520万

3,000円の減額となります。財源の内訳は、全て一般財源でございます。

25ページのほうを見ていただいて、事業名20一般管理費（健康増進課）になります。内容につきましては、令和5年度医療提供体制づくりの交付金の算定変更に伴いまして、負担金、補助金及び交付金5万円を増額補正するものでございます。

続きまして、健康増進課が所管しております30竜王保健福祉センター事業になります。こちらは225万3,000円を増額補正するもので、内容につきましては、竜王保健福祉センターの電気料が前年度は高騰しておりましたが、今年度は電気料が安定していることから、年度末までの決算見込額を試算しまして不用見込額となります215万3,000円の減額をするものでございます。

続きまして、2目の予防費、補正額は7,534万1,000円の減額をお願いしているものでございます。財源の内訳につきましては、新型コロナワクチン関係の国・県支出金7,179万6,000円の減額及び一般財源を354万5,000円減額するものでございます。内容につきましては、25ページの事業名01予防接種事業です。こちらは令和6年4月から定期接種化されます5種混合ワクチン接種の事前準備としまして事業費を4万3,000円ほど増額させていただくとともに、乳幼児の予防接種、高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌のワクチン、風疹の抗体検査等に係る委託料につきましては、決算見込額を試算しまして1,346万3,000円の減額をするものでございまして、こちらの事業全体では1,342万円の減額をさせていただきます。こちらの事業の財源は一般財源でございます。

続きまして、事業名02の新型コロナワクチン接種事業になります。内容につきましては、長らく続いておりました新型コロナワクチンの特別臨時接種が本年3月末をもちまして終了することになり、昨年12月をもちまして集団接種会場につきまして閉鎖する等、接種の体制を縮小しているところでございます。これに伴いまして、新型コロナワクチンの接種に係る事業費や役務費、接種委託料、備品購入費等につきまして決算見込額を試算し、不用額となります7,179万6,000円を増額すると同時に、新型コロナワクチンに関する国庫負担金及び補助金に返還金が生じたので、償還金、利子及び割引料を987万5,000円増額するものです。こちら全て事業全体で6,192万1,000円の減額となります。

財源の内訳につきましては24ページになります、国県支出金として新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金6,500万円、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金679万6,000円をそれぞれ減額とし、一般財源につきましては987万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、3目の健康推進費、補正額は999万5,000円の減額をするもので、財源は全て一般財源でございます。内容につきましては、25ページの事業名02健康推進事業で、こちらは総合健診及び子宮頸がん検診委託料につきまして決算見込額を試算しまして、不用額を減額するとともに、令和4年度の感染症予防事業費国庫負担金に返還金が生じたので、こちらの分につきましては1万1,000円を増額するものでございます。こちらの事業全体で999万5,000円の減額となります。

以上が補正予算の説明となります。

続きまして、繰越明許の説明をさせていただきます。

資料は38ページとなります。

こちらは4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費になります。こちらは2,922万円の繰越明許をお願いするもので、財源の内訳は新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金及び接種の体制確保事業補助金として全額国庫の負担となります。こちらは特例臨時支出として、新型コロナウイルスワクチンの接種は本年3月31日をもって終了いたしますが、今まで全国各地の医療機関で個別に新型コロナウイルスワクチンの接種が行われておりまして、令和6年度中に委託料の請求が見込まれること、また使用済みの注射器等の医療廃棄物の処理は4月以降に実施することから、こちらに必要となる額を令和6年度に繰り越すものとなっております。

なお、令和6年度の新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、今のところ65歳以上の高齢者や60歳から64歳の基礎疾患を有するような方、重症化リスクの高い方を対象としまして、秋冬にかけて1回接種するという予定になっております。なお、使用するワクチンや費用負担につきましては、今後、詳細が国で決まり次第、必要に応じて補正予算等を対応させていただきたいと考えております。

説明は以上になります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 引き続き敷島支所、市民地域課から説明をお願いいたします。

森川敷島支所長兼地域課長。

○敷島支所長兼市民地域課長（森川嘉亮君） お疲れさまです。

それでは、敷島支所、市民地域課の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の24ページ、25ページになります。

中段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄になります

が、ナンバー23敷島保健福祉センター事業につきましては300万円の減額補正をお願いするものであります。内容につきましては、保健センターの電気料が、前年度は高騰しておりましたが、今年度は電気料が安定していることから、年度末までの決算見込みを試算し、不用見込み額300万円の減額をするものでございます。

以上で2月の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し職員の入替えを行います。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、環境課より4款衛生費、2項環境衛生費及び3項清掃費、13款諸支出金、1項基金費について一括で説明をお願いいたします。

望月環境課長。

○環境課長（望月新路君） よろしく申し上げます。

それでは、環境課に係る補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算資料、説明書は24、25ページになりますので、お願いいたします。

4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費、25ページの説明欄、ナンバー15犬猫不妊去勢手術費助成事業についてになりますが、県の猫不妊去勢手術費補助金の額について、甲斐市に割り当てられる額が315万5,000円追加される通知がありましたので、県補助金を合わせて650万円とし、財源更正といたしまして国庫支出金を315万5,000円増額し、一般財源を315万5,000円減額するものです。12月末現在になりますが、不妊手術が207件、去勢手術が173件、合わせて380件の申請がありまして、今後、不妊手術73件、去勢手術37件、合わせて110件分を見込んでおります。合計で490件を見込んでいますところでありまして、

26、27ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項環境衛生費、3目清掃費、27ページの清掃説明欄、ナンバー9バイオマス活用推進事業について財源の一部を環境保全基準から繰り入れ充当しておりますが、この後説明します基金の利息が3,000円増額となったため、その増額となった分をバイオマス活用推進事業に充てるものです。そのため財源更正するものです。財源内訳としまして、その他環境保全基金繰入金を3,000円増額し、一般財源を3,000円減額するものです。

次に、36、37ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、14目環境保全基金費、ナンバー1環境保全基金積立金につきまして、基金運用利息が当初見込んでいた金額より3,000円多かったことから増額するものです。増額した3,000円につきましては、先ほどのバイオマス活用推進事業の財源に充てるものであります。

以上、環境課に関わる一般会計の補正予算についての説明となります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩して職員の入替えを行います。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、脱炭素社会推進室より4款衛生費、2項環境衛生費について説明をお願いいたします。

伊藤脱炭素社会推進室長。

○脱炭素社会推進室長（伊藤 敦君） お疲れさまでございます。

脱炭素社会推進室の今回の補正についてご説明させていただきます。

補正予算説明書は24、25ページの最下部箇所から26ページ、27ページの最上部箇所になります。議案書は12、13ページになります。

4款衛生費、2項環境衛生費、2目環境保全費のナンバー05脱炭素社会推進事業につきまして財源更正をさせていただくものでございます。当事業予算中のその他特定財源を82万7,000円増額し、一般財源を82万7,000円減額するものであります。

内容につきましては、昨年11月の木質バイオマス発電所稼働前10月中に発電事業者と締結いたしました環境保全協定書に規定する市の環境保全に関する事業へ協力するための発電事業者からの環境保全協力金を脱炭素社会推進事業に充当するものであります。なお、今年度の環境保全協力金については、年度途中からの木質バイオマス発電所の稼働によるため、環境保全協定書に基づき年間200万円の環境保全協力金を日割り計算により算出した金額となります。

以上で脱炭素社会推進室の今回の補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し職員の入替えを行います。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、障がい者支援課より3款民生費、1項社会福祉費について説明をお願いいたします。

奥石障がい者支援課長。

○障がい者支援課長（奥石文明君） お疲れさまです。

障がい者支援課より2月補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の18ページ、19ページ下段をお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい者福祉費、初めに01自立支援給付事業につきまして1億4,604万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳の国・県支出金は国の負担分2分の1、県の負担分4分の1で、残りは一般財源でございます。

補正の内容につきましては、予算執行見込みに伴う障がい者及び障がい児のサービス給付費1億4,904万2,000円の増額と施設措置費300万円の減額でございます。

補正予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

次に、02自立支援医療事業につきまして1,168万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳の国・県支出金は国の負担分2分1、県の負担分4分の1で、残りは一般財源でございます。補正の内容につきましては、予算執行見込みに伴う厚生医療費等の増額でございます。

次に、03地域生活支援事業（自立支援）につきまして254万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳の国・県支出金は基幹相談支援センターの機能強化分などの補助事業が厚生労働省からこども家庭庁の補助事業に移行したため、財源更正と今回歳出で増額補正する事業費の国と県の補助分でございます。

歳出の補正予算と歳出の補正内容につきましては、予算執行見込みに伴う移動支援事業の増額補正でございます。

次に、08補装具費事業につきまして351万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳の国・県支出金は国の負担分2分の1、県の負担分4分の1で、残りは一般財源でございます。

補正の内容につきましては、こちらも予算執行見込みに伴う補装具費の増額でございます。

次に、10身体障がい者医療費助成事業につきまして1,528万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳の国・県支出金は県の負担分2分1で、残りは一般財源でございます。

補正の内容につきましては、予算執行見込みに伴う重度心身障がい者医療費の増額でございます。

最後に、12障がい者生活支援諸費につきまして28万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。財源内訳は一般財源の減額でございます。

補正の内容につきましては、各種通知発送のための郵送料4万1,000円の総額と、社会福祉協議会へ委託をしております障がい児学童支援事業の委託料33万円の減額でございます。この学童支援事業は、夏休みに3回の授業を計画しましたが、3回とも最少参加人員に満た

なかったため中止したものでございます。

以上が障がい者支援課の補正予算の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） お願いします。自立支援医療事業や身体障がい者医療費助成事業、それぞれ1,000万円以上の増額補正となっているんですけども、何かこれだけ大きな増額があった理由とかはあるんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 志田生活支援係長。

○生活支援係長（志田さか江君） 自立支援医療と重度心身障がい者医療費助成の増額につきましては、新型コロナウイルスが5類に移行したことによって受診が増えたものと考えております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 新型コロナウイルスの延長で受診控えから回復したということなんですけれども、では、19ページのナンバー01自立支援給付事業も似たような影響が考えられるでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○障がい者支援課長（興石文明君） 自立支援給付費ですけれども、増加した要因として考えられるのが、やはりコロナが5類に移行した関係でサービス利用者件数が増えているということと、あと介護従事者の処遇改善で令和4年10月から報酬が上がってしまっていて、それが10月からだったんで年度途中だったですけれども、令和5年度につきましては丸1年その分がかかっているんで、そういったものが影響しているものと考えております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し職員の入替えを行います。

休憩 午前 11時34分

再開 午前 11時35分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、福祉課より3款民生費、1項社会福祉費及び繰越明許費について説明をお願いいたします。

羽中田福祉課長。

○福祉課長（羽中田和幸君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、福祉課から議案第3号 一般会計補正予算（第8号）についてご説明させていただきます。

初めに、補正予算説明書の18ページ、19ページをお願いいたします。あわせて議案につきましては12、13ページになります。

補正予算説明書18、19ページ下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のナンバー22社会福祉協議会助成事業につきまして財源内訳の一般財源を2万9,000円減額し、その他財源として地域福祉基金の預金利子を同額充当する財源更正をお願いするものであります。

次に、同じく補正予算説明書の18、19ページ下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のナンバー35価格高騰重点支援給付金給付事業につきまして3,111万円を減額補正させていただくものであります。財源内訳につきましては、国庫支出金の新型コロナウイルス地方創生臨時交付金3,045万円と一般財源66万円になります。

内容につきましては、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金、電力・ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金における低所得者世帯支援枠として設けられた物価高騰の負担感が大きい低所得者への負担の軽減を図る事業、非課税世帯1世帯当たり3万円を支給する事業を実施する関係経費のうち、12節委託料、予算額477万4,000円に対し決算見込額381万4,000円となり、96万円の不用額を減額、また負担金及び交付金予算額2億1,090万に対し支給見込額1億8,075万円となり、不用額3,015万円の減額、合わせて3,111万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、繰越明許費についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の38ページをお願いいたします。議案につきましては16ページになります。

内容につきましては、12月追加補正でお願いいたしましたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、臨時かつ追加的な措置として住民税非課税世帯に対して1世帯当たり7万円を支給する価格高騰重点支援給付金給付事業追加支給分の関係経費のうち、年度内の事業完了が見込めないことから、同事業費の一部役務費30万円と負担金、補助及び交付金7,000万円を合わせた7,030万円を繰越しさせていただくものでございます。

以上が福祉課の一般会計補正予算（第8号）の内容となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し職員の入替えを行います。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、福祉課、子育て支援課より3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費及び繰越明許費について説明をお願いいたします。

初めに、福祉課から説明をお願いいたします。

羽中田福祉課長。

○福祉課長（羽中田和幸君） お疲れさまでございます。

それでは、引き続き福祉課から議案第58号、一般会計補正予算（第9号）についてご説明をさせていただきます。

定例市議会資料1ページから2ページ、併せまして補正予算説明書8ページから9ページ

になります。

初めに、定例市議会資料により概要の説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

低所得者世帯支援給付金の支給についてになります。

まず、1、経費につきましては、国はデフレ脱却のための総合経済対策の一つとして、物価高で最も切実に苦しんでいる低所得者に迅速に支援を届けられるよう、住民税非課税世帯に対し物価高対策のための重点支援地方交付金の低所得者支援枠を追加的に拡大することを決定されました。また、住民税均等割のみ課税される世帯に対しまして住民税非課税世帯の同水準の支援を実施することも併せて決定されたところであります。

次に、2、目的は、物価高騰の影響により生活への負担感が大きい低所得者世帯の負担を軽減するため、1世帯当たり10万円の給付金を支給することとしています。

次に、3、対象世帯は、(1) 基準日令和5年度12月1日時点で世帯の全員が令和5年度分の住民税均等割のみが課税されているもので構成される世帯となります。(2) 基準日令和5年12月1日時点で令和5年度分の住民税均等割のみが課税されている者及び住民税の非課税である者で構成されている世帯となります。

次に、4、基準日は、令和5年12月1日となります。

次に、5、支給額は、1世帯当たり10万円で、全額国庫負担金となります。

次に、給付対象世帯数の見込み数は、約1,500世帯となります。

次に、7、申請方法ですが、課税情報を基に抽出した対象世帯に確認書または申請書を送付いたします。

2 ページをお願いいたします。

次に、8、支給方法は、指定口座への振り込みまたは振り込みによる支給が困難な場合に現金給付となります。

次に、9、今後のスケジュール予定は、3月中旬から対象者の抽出、確認を行います。

4月の初旬から確認書または申請書の送付、4月中旬から確認書等の受け付け、審査を行います。4月の下旬からは口座振込を行ってまいります。

次に、10その他として、本事業の周知は広報紙及びウェブサイトで行ってまいります。

続きまして、補正予算説明書8ページ、9ページをお願いいたします。

3款民政費、1目社会福祉費、1項社会福祉総務費、38低所得者世帯支援給付金給付事業につきましては1億5,248万5,000円を増額補正させていただくものであります。内訳は、

事務費として人件費、郵送料とシステム改修費等を合わせた248万5,000円と1,500世帯分の事業費1億5,000万円となり、全額国庫負担金となります。

続きまして、繰越明許費をご説明させていただきます。

議案につきましては6ページ、補正予算説明書につきましては12ページをお願いいたします。

補正予算説明書、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、低所得者世帯支援給付金給付事業につきまして1億5,195万3,000円の繰越しをお願いするものであります。財源は全額国庫補助金であります。

内容といたしましては、先ほどの2月補正予算におきましてお願いをいたしました国の低所得者世帯支援給付金の支給申請事業について、スケジュール的に今年度内における事業の完了は困難であることから繰越明許をお願いするものであります。

以上が福祉課の一般財源補正予算（第9号）の内容となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 引き続き、子育て支援課から説明をお願いいたします。

中島子育て支援課長。

○子育て支援課長（中島茂樹君） お疲れさまでございます。

子育て支援課から2月補正予算（第9号）と繰越明許費について説明をさせていただきます。

定例議会資料3ページから4ページ及び補正予算説明書8ページから9ページになります。

初めに、別冊の定例市議会資料により概要の説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

まず、低所得の子育て世帯の加算給付金の支給についてになります。

1、経緯になりますが、先ほどの福祉部福祉課低所得者世帯支援給付金の経緯と同様となり、また住民税均等割のみ課税される世帯への同水準の支援と合わせて、同低所得支援対象世帯のうち子育て世帯に対する加算給付の実施も決定されました。

2、目的は、物価高騰の影響により生活への負担感が大きい低所得者世帯の住民税非課税世帯及び住民税均等割世帯のうち、世帯数の多い子育て世帯に可能な限り公平を確保することを目的に、児童1人当たり5万円の加算給付を支給することとしております。

3、対象世帯は、価格高騰重点支援給付金また低所得者世帯支援給付金の給付対象世帯であり、かつ次のいずれかに該当する世帯となります。

(1) 令和5年12月1日時点で同世帯内に18歳以下の児童がいる世帯。18歳以下の児童とは平成17年4月2日生まれ以降の児童で、18歳に達する日以降、最初の3月31日までの児童を言います。

(2) 同一世帯に令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる世帯となります。

(3) 別世帯にいる18歳以下の児童を扶養している世帯となります。

4、基準日は、令和5年12月1日。

5、支給額は、児童1人当たり5万円で、全額国庫負担金となります。

4ページをお願いいたします。

6、給付対象世帯と対象児童数の見込みは約1,200世帯、1,800人となっております。

7、申請方法ですが、対象世帯のうち(1)に該当する世帯は給付金支給情報を基に抽出した対象世帯に確認書または申請書を送付いたします。対象世帯のうち(2)及び(3)に該当する世帯は市への申請書の提出が必要となります。

8、給付方法は、指定口座への振り込みまたは口座振り込みによる支給が困難な場合に現金給付となります。

9、今後のスケジュール予定は、3月中旬から対象者の抽出、確認を行います。4月初旬から確認書または申請書の送付、4月中旬から確認書等受け付け、審査を行います。4月の下旬から口座振り込みを行ってまいります。

10、その他として、本事業の周知は広報紙及びウェブサイトで行ってまいります。

続いて、補正予算書第9号の8ページから9ページをお願いいたします。

初めに、8ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。

9ページの説明欄になります。

25低所得者子育て世帯加算給付金給付事業において9,186万2,000円の増額補正をお願いするものです。

内容といたしまして、事務費として人件費、郵送料とシステム改修費等186万2,000円と低所得者の子育て世帯の加算給付金の支給、児童1人当たり5万円、給付対象児童数を1,800人見込む事業費9,000万円となります。全額国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

続きまして、繰越明許費の説明をさせていただきます。

議案書につきましては6ページ、補正予算説明書につきましては12ページをお願いいた

します。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の低所得者子育て世帯加算給付金給付事業につきまして9,145万円の繰越しをお願いするものであります。財源は全額国庫補助金であります。

内容といたしましては、今回補正予算におきましてお願いをいたしました国の低所得者世帯に対する加算給付金の申請期間につきまして、スケジュール的に今年度内における事業の完了は困難であることから、12委託料の41万2,000円のシステム改修費以外を繰越明許費としてお願いするものであります。

以上でございます。

ご審議をよろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し職員の入替えを行います。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、長寿推進課より3款民生費、1項社会福祉費について説明をお願いいたします。

保坂長寿推進課長。

○長寿推進課長（保坂義実君） それでは、引き続きまして議案第3号 甲斐市一般会計補正予算（第8号）のうち長寿推進課に関連します補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の20、21ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、補正前の額17億7,426万円に補正額3,309万7,000円増額のうち、14高齢者社会活動推進事業の財源更正と15介護保険サービス

利用者負担対策事業47万5,000円の増額、それから、その下の16介護保険特別会計繰出金579万1,000円の減額をお願いするものであります。

補正の内容につきましては、14高齢者社会活動推進事業の財源更正につきましては、単位老人クラブや地区の方々などの皆様にご協力をいただき実施をしております高齢者と子供の帰り道ふれあい事業におきまして、財源を確保する手法としてふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより寄附を募ったところ、本事業の事業費を上回る寄附金を受け入れることができましたことから、一般財源からその特定財源に51万3,000円の財源更正をするものであります。

次に、15介護保険サービス利用者負担対策事業47万5,000円の増額につきましては、今年度の介護保険サービス利用者負担対策費補助金の内示に伴う増額補正となります。

それから次に、16の介護保険特別会計繰出金579万1,000円の減額につきましては、介護保険特別会計へ繰り出す繰出金の減額補正となります。

内容の詳細につきましては、後ほど介護保険特別会計の補正予算の審査時にご説明させていただきます。

以上、長寿推進課の一般会計補正予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し職員の入替えを行います。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時57分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、保険課より3款民生費、1項社会福祉費について説明をお願いいたします。

堤保険課長。

○保険課長（堤 貞治君） 大変お疲れさまでございます。

議案第3号 令和5年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）の保険課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算説明書の18、19ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、10国民健康保険特別会計繰出金1,320万5,000円の減額につきましては、負担金の交付決定による減額補正でございます。繰出金の内訳は、保険基盤安定繰出金、保険税軽減分1,036万8,000円、保険基盤安定繰出金保険者支援分261万8,000円、未就学児均等割保険税繰出金21万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。財源につきましては、繰出金の負担割合は基盤安定保険者支援分と未就学児均等割がそれぞれ国が2分1、県が4分の1、市が4分の1を負担し、基盤安定保険税軽減分は県が4分の3、市が4分の1を負担することから、負担金の減額に伴い財源についても国・県支出金の合計990万7,000円を減額するものでございます。負担金が減額となる主な理由につきましては、国民健康保険被保険者数の減少によるものでございます。

1枚めくっていただき20、21ページをお願いいたします。

3目老人福祉費、03後期高齢者医療費3,741万4,000円の増額で、財源は一般財源でございます。内容は、広域連合に支払う後期高齢者医療療養給付費等負担金の増額による決算見込み額の不足分を増額補正するものでございます。負担金の増額となる主な理由につきましては、後期高齢者の増加と医療費の増加によるものでございます。

次に、04後期高齢者医療特別会計繰出金99万9,000円の増額補正で、財源は一般財源でございます。内訳につきましては、後期高齢者医療の保険基盤安定繰出金の確定に伴う繰出金119万5,000円の増額と広域連合事務費負担金の人口割負担額が確定したことによる19万6,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより議案第3号の討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第3号を終わります。

続きまして、議案第58号の討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第58号を終わります。

引き続き、議案第4号 令和5年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を行います。

歳入歳出一括で説明をお願いいたします。

堤保険課長。

○保険課長（堤 貞治君） 引き続き保険課から議案第4号 令和5年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明をいたします。

議案の19ページをお願いいたします。

議案19ページ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ791万6,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入それぞれ69億9,432万5,000円とするものでございます。

補正予算説明書の46、47ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節保険給付費等交付金特別交付金185万3,000円の増額につきましては、今年度策定中の第3期データヘルス計画の現状分析に係る経費が県から交付されるものでございます。

次に、5款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金7万円の増額につきましては、基金運用利子の決算見込みによるものでございます。

次に、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分1,036万8,000円の減額、次の2節保険基盤安定繰入金保険者支援分261万8,000円の減額、次の7節未就学児均等割保険税繰入金21万9,000円の減額につきましては、負担金の交付決定により一般会計からの繰入金が減額となるものでございます。負担金が減額となりました主な理由につきましては、国民健康保険被保険者数の減少によるものでございます。

次の2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金1,919万8,000円の増額につきましては、今回の補正による一般会計繰入金等の歳入予算の減額及び昨年度繰越金等の基金積立の歳出予算の増額により、不足する財源を国保財政調整基金から繰り入れるものでございます。

1枚めくっていただき、48、49ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明をいたします。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分及び2項後期高齢者支援金等分、次の3項介護納付金分につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました負担金の交付決定による保険基盤安定繰入金及び未就学児均等割保険税繰入金の減額となる財源更正でございます。歳出額に変更はございませんが、特定財源、その他から減額した分を一般会計へそれぞれ増額とするものでございます。

次に、6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました今年度策定中の第3期データヘルス計画の現状分析に係る費用が県から交付されることによる財源更正でございます。

歳出額に変更はございませんが、特定財源について県から交付される保険給付費等交付金特別交付分185万3,000円を増額し、一般財源185万3,000円を減額するものでございます。

7款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、1枚めくっていただき50、51ページをお願いいたします。

説明欄01財政調整基金積立金791万6,000円の増額、財源内訳につきましては、その他財源7万円は基金利子、一般財源784万6,000円は前年度繰越金の2分の1を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

本案について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第4号を終わります。

引き続き、議案第5号 令和5年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を行います。

歳入歳出一括で説明をお願いいたします。

堤保険課長。

○保険課長（堤 貞治君） 議案第5号 令和5年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明をいたします。

議案の25ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,022万5,000円とするものでございます。

補正予算説明書の58、59ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金99万9,000円の増額でございます。内訳は、説明欄の事務費繰入金19万6,000円の減額につきましては、山梨県後期高齢者医療広域連合事務費負担金の人口割負担額が確定したことによるものでございます。

続いて、保険基盤安定繰入金119万5,000円の増額につきましては、後期高齢者医療の保険基盤安定繰入金の確定に伴う繰入金の増額補正でございます。

次に、5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目1節延滞金6,000円の増額につきましては、1名から納付された延滞金でございます。

1枚めくっていただき60、61ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明いたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄01保険料等納付金120万1,000円の増額につきましては、保険基盤安定負担金の確定に伴い、山梨県後期高齢者医療広域連合への納付金が確定したことによるものでございます。

続いて、02事務費納付金19万6,000円の減額につきましては、歳入でご説明いたしました広域連合へ納付する事務費の人口割負担額が確定したことによるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

本案について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第5号を終わります。

ここで暫時休憩し職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時 14分

再開 午後 零時 15分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き、議案第6号 令和5年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）を行います。

歳入歳出一括で説明をお願いいたします。

保坂長寿推進課長。

○長寿推進課長（保坂義実君） それでは続きまして、議案第6号 令和5年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、議案書の31ページをお願いいたします。

議案第6号 令和5年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、補正前の額54億7,448万3,000円に歳入歳出それぞれ2,567万8,000円の追加をお願いし、補正後の額を55億16万1,000円とするものであります。

それでは、初めに歳入の内容につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の68、69ページをお願いいたします。

それでは、歳入の内容につきましてご説明させていただきます。

1款1項保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料182万4,000円の減額、2節現年度分普通徴収保険料24万7,000円の減額は、今年度の決算見込みに伴う現年度分特別徴収及び普通徴収の保険料の減額であります。

次に、2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、1節認定審査会共同設置負担金35万円の減額は、甲斐市・中央市・昭和町の2市1町で共同設置をしている介護認定審査会共同設置負担金の実績に基づく共同設置負担金を減額するものであります。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金2,316万円は、国庫負担金の交付決定に伴う増額であります。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度分調整交付金546万1,000円の増額は、国庫補助金の交付決定に伴う増額となります。

次に、2目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）、1節現年度分地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）250万円の減額は、地域支援事業介護予防日常生活総合支援事業の決算見込みに伴う国の交付金の減額となります。

次に、7目保健者機能強化推進交付金、1節現年度分保険者機能強化推進交付金160万2,000円の減額は、国庫補助金の交付決定に伴う減額となります。

次に、8目介護保険保険者努力支援交付金、1節現年度分介護保険保険者努力支援交付金47万6,000円の増額は、国庫補助金の交付決定に伴う増額となります。

次に、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分介護給付費交付金975万円の減額は、支払基金交付金の今年度交付額見込みによる減額となります。

次に、2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分地域支援事業支援交付金270万円の減額は、地域支援事業の交付決定見込みに伴う減額となります。

次に、6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金2,077万3,000円の増額は、介護給付費県負担金の交付決定に伴う増額となります。

次に、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）、1節現年度分介護支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）125万円の減額は、地域支援事業の決算見込みに伴う減額となります。

次に、補正予算説明書の70、71ページをお願いします。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金4万円の増額は決算見込みに伴う介護保険給付費支払準備基金の利息分を増額するものであります。

次に、8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金451万4,000円の減額は、決算見込みに伴う介護給付費繰入金の減額となります。

次に、2目地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業）、1節現年度分地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業）125万円の減額は、地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業の決算見込みに伴う減額となります。

次に、4目低所得者保険料軽減繰入金、1節現年度分低所得者保険料軽減繰入金93万円の減額は、低所得者保険料軽減の国・県の交付決定に伴う繰入金の減額となります。

次に、5目その他一般会計繰入金、2節事務費等繰入金90万3,000円の増額は、介護認定審査等の決算見込みに伴う事務費繰入金の増額となります。

次に、10款諸収入、2項1目雑入、1節第三者納付金29万3,000円の増額は、交通事故等による第三者行為に係る損害賠償金の増額となります。

次に、2節返納金148万9,000円の増額は、被保険者の修正申告などによる過年度分保険料の変更などに伴う返納金であります。

歳入の説明は以上であります。

続きまして、補正予算説明書の72、73ページをお願いします。

歳出の説明をさせていただきます。

1款総務費、3項1目認定調査等費37万4,000円の増額は、先ほど歳入で説明をいたしました介護認定調査員の報酬、それから訪問調査委託の委託料の決算見込みに伴う増額となります。

次に、4項1目03介護認定審査会費17万9,000円の増額は、認定審査会派遣職員の給与改定等に伴う増額分を認定審査会へ支出するものであります。

次に、2款保険給付費につきましては、総額で3,611万3,000円を減額するもので、内容につきましては、決算見込みに伴う補正と歳入の国・県等の負担金の補正による財源更正となります。

それでは、保険給付費の内容をご説明させていただきます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目01居宅介護サービス等給付費、それから02居宅介護福祉用具購入等費、それから03の居宅介護住宅等改修等費につきましては、次の74、75ページをお願いいたします。次の2目01地域密着型介護サービス等給付費、以上につきましては、介護給付費の国及び県負担金の交付決定に伴う歳入予算の補正による財源更正であります。

次に、3目01施設介護サービス給付費2,281万8,000円の減額は、要介護1から5までの要介護認定者が介護保険施設を利用した際の施設サービス給付費負担金であり、決算見込みに伴う減額となります。

次に、4目01居宅介護サービス計画等給付費164万4,000円の増額は、居宅介護支援専門員事業所へのサービス計画給付費の決算見込みに伴う増額となります。

76、77ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費、1目01介護予防サービス等給付費385万円は、決算見込み

に伴う増額と02介護予防福祉用具購入等費につきましては、歳入予算の補正に伴う財源更正であります。

次に、03介護予防住宅改修費126万4,000円の減額は、こちらも決算見込みに伴う減額となります。

次に、2目01地域密着型介護予防サービス等給付費、それから78、79ページをお願いします。3目01介護予防サービス計画等給付費、3項その他諸費、1目01審査支払手数料、それから4項高額介護サービス等費、1目01高額介護サービス費、続きまして2目の01高額介護予防サービス費につきましては、歳入予算の補正に伴う財源更正となります。

80、81ページをお願いいたします。

次に、5項高額医療合算介護サービス費等費、1目01高額医療合算介護サービス費、133万9,000円の減額は、決算見込みに伴う減額となり、次に、2目01高額医療合算介護サービス費につきましては、歳入予算の補正に伴う財源更正となります。

次に、7項1目01特定入所者介護サービス費1,618万6,000円の減額は、決算見込みに伴う減額となります。

ここまでが保険給付費の補正の内容となります。

続きまして、3款地域支援事業費につきましては、全てが決算見込みに伴う減額補正と歳入予算の補正に伴う財源更正となり、補正額は1,000万円の減額となります。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援総合事業費、82、83ページをお願いいたします。1目介護予防生活支援サービス事業費、01訪問型サービス事業430万円の減額、それから02の通所型サービス事業570万円の減額につきましては、決算見込みに伴う減額となります。

その下の03生活支援サービス事業、04介護予防ケアマネジメント事業は、歳入予算の補正に伴う財源更正となります。

次に、2目一般介護予防事業、02一般介護予防事業、その下の04一般介護予防事業会計年度任用職員等費は、歳入予算の補正に伴う財源更正となります。

次に、2項1目包括的支援事業任意事業費、01包括的支援事業から05の任意事業会計年度任用職員等費、それから4項1目01その他諸費は、歳入予算の補正に伴う財源更正となります。

次に、5款1項基金積立金、1目01介護保険給付費支払準備基金積立金7,123万8,000円の増額は、支払準備基金への積立てを行うため増額するものであります。

介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明につきましては、以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

本案について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第6号を終わります。

ここで暫時休憩し職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時30分

再開 午後 零時32分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き、議案第10号 令和5年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を行います。

歳入歳出一括で説明をお願いいたします。

望月環境課長。

○環境課長（望月新路君） それでは、議案第10号 令和5年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきます。

議案書につきましては55ページから、補正予算説明書につきましては117ページからとなります。

議案書の55ページをお願いいたします。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ6万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,032万7,000円とするものであります。

内容につきましては、補正予算説明書により説明させていただきます。

122、123ページをお願いいたします。

歳入の増額内容であります。5款繰越金は、令和4年度決算額の確定に伴い当初予算減額の1,000円に対しまして決算額が6万1,488円となったことから、その差額分の6万1,000円を増額するものであります。

続きまして、歳出になりますが、124、125ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、125ページの説明欄、ナンバー01総務管理費について、合併浄化槽事業を公営企業会計に移行することに伴い、必要となる公印と口座振替依頼書の作成のため事業費を7万円増額させていただきたいと思っております。合併浄化槽には切り替える際、くみ取り便所を水洗便所に改造する費用に対する補助金に不用額が生じたため、7万円を減額をお願いするものです。

4款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金については、令和4年度繰越基金分として6万1,000円を増額し、6万2,000円を一般会計に繰り出すものであります。

以上、合併浄化槽事業特別会計の補正予算の説明となります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

本案について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第10号を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

慎重審議、大変お疲れさまでした。

次に、その他を行います。

委員より、その他何かありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） 事務局、何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時36分